

被扶養者異動届 添付書類等一覧

- ・被扶養者の認定を受けるためには、資格があることを証明するために、添付書類を提出する必要があります。
- ・【必須書類】と【添付書類】が全て揃った状態で申請していただかないと受付できませんのでご注意ください。
- ・原本の提出が必要な場合は「(原)」コピーで良い場合は「(写)」と表記しております。
- ・審査の過程で、追加書類を依頼する場合があります。
- ・20～59歳の配偶者を扶養申請する時は、【国民年金第3号被保険者届】(当健保HP掲載)もご提出ください。

【必須】全員が提出する【届出用紙】と【添付書類一覧】 ※3は発行が必要な方のみ ※6は該当者のみ

NO	書類名	注意事項等	書類の発行場所
1	健康保険被扶養者異動届【増加】	日本国土開発健康保険組合HPに掲載されている最新のもの	当組合HP
2	健康保険被扶養者状況届	日本国土開発健康保険組合HPに掲載されている最新のもの	当組合HP
※3	資格確認書発行願	日本国土開発健康保険組合HPに掲載されている最新のもの	当組合HP
4	世帯全員の住民票(原)	【添付書類見本A参照】 マイナンバー、続柄、筆頭者等すべての項目記載のもで、3ヵ月以内に発行されたもの	市区町村役場
5	直近の所得証明書(原)	【添付書類見本B参照】3ヵ月以内に発行されたもの	市区町村役場
※6	在留資格カード両面(写)	【添付書類見本J参照】外国籍の申請者	入国管理局

【届出用紙】と【添付書類一覧】 申請対象者が配偶者の場合

現在の収入状況について		添付書類	書類の発行場所
は収入なし(退職した又 就労していない)	雇用保険未加入	退職証明書(写)または資格喪失証明書(写)	退職した会社等
	雇用保険受給しない	離職票1.2(写)入手でき次第必ず提出してください ※離職票発行に時間がかかる場合は退職証明書、資格喪失証明書等、 退職日が確認できる書類(写)を申請時に添付してください	
	雇用保険受給申請中	※認定後、2～3ヵ月後に追加調査をする場合があります	
	雇用保険受給延長中	雇用保険受給期間延長決定通知書(写)	ハローワーク
収入あり	雇用保険受給中	雇用保険受給資格者証(両面)(写)ただし、日額3,612円(障がい者・60歳以上は日額5,000円)以上の場合は扶養に入れません	ハローワーク
	雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(両面)(写)支給終了日の記載があるところを提出してください【添付書類見本I参照】	ハローワーク
	給与収入がある パート・アルバイト等	雇用契約書(写)および 直近3ヵ月分の給与明細書(写)【添付書類見本D参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3ヵ月未満の場合は、転職(3ヵ月未満)該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	収入減少 転職(3ヵ月未満含む) 雇用契約変更	変更後の給与明細(写)および 雇用契約書(写)	勤務先
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書(写) または年金額改定通知書(写)【添付書類見本E参照】 ※老齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
	給与・年金以外の 収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	直近の確定申告書一式(写)【添付書類見本F参照】 ※株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式(写)もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書(写)でも可	税務署
	傷病手当金・出産手当金等 受給している	受給額が確認できる 支給決定通知書(写)等	加入していた健保
その他	婚姻したことが分かる書類	婚姻受理証明書(写)または戸籍謄本(原)等 ※ 婚姻関係や婚姻日が分かる書類 ※ 被保険者と申請者が結婚したことを機に扶養申請する方	市区町村役場等
	廃業した自営業等	廃業届(写)【添付書類見本H参照】※ 廃業日が判るもの	—
	任意継続被保険者喪失 による申請	健康保険資格喪失証明書(原) ※ 二重加入を防ぐため	加入していた健保
	被保険者と別居している ※同別居は住民票で判断	1) 直近6ヵ月分の仕送り証明書類(写)【添付書類見本C参照】 ※社命による単身赴任及び学生である子が通学の為に別居の場合は不要 2) 住民票(原) ※ 被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要 3) 戸籍謄本(原) ※ 続柄確認	金融機関等 市区町村役場等 市区町村役場等

夫婦共同扶養について

- 夫婦共同扶養とは、夫婦双方に収入がある場合、厚生労働省の通知により、原則として「年間収入が多い方の扶養者とする」とされています。
- 以下の【現在の生活状況について】【現在の収入状況について】、それぞれ該当する添付書類を提出してください。

現在の生活状況について		添付書類	書類の発行場所
配偶者の状況	配偶者は、当健保の「被扶養者」ではない	配偶者の直近の以下の全ての証明書 直近の所得証明書(原)【添付書類見本B参照】、 雇用契約書(写)、直近3ヵ月の給与明細(写)【添付書類見本D参照】	市区町村役場等 勤務先
	ひとり親である	戸籍謄本(原)または、 ひとり親が証明できる書類(写) ※ 配偶者と死別、離婚、未婚等であることを確認	市区町村役場等
別居	被保険者と別居している ※ 同別居は住民票で判断	6ヵ月分の仕送り証明書類(写)【添付書類見本C参照】および 住民票(原)【添付書類見本A参照】 ※ 社命による単身赴任及び学生である子が通学の為に別居の場合は不要 ※ 被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要	金融機関等 市区町村役場等

★ 以下、義務教育終了前の子は提出不要 ※義務教育終了前とは、新生児・未就学児・小学生・中学生

現在の収入状況について		添付書類	書類の発行場所
学生である		在学証明書(写)【添付書類見本G参照】または学生証(写)	就学先
(退職した又は就労していない)	収入なし 現在就労しておらず、給与以外の収入なし	健康保険被扶養者状況届【必須】全員が提出する書類に直近の退職日を記入してください 過去一度も就労実績がない場合はその旨を記載してください	当組合HP
	雇用保険未加入	退職証明書(写)または 資格喪失証明書(写)	退職した会社等
	雇用保険受給しない	離職票1.2(写) 入手でき次第必ず提出してください ※ 離職票発行に時間がかかる場合は退職証明書、資格喪失証明書等、退職日が確認できる書類(写)を申請時に添付してください ※ 認定後、2～3ヵ月後に追加調査をする場合があります	
	雇用保険受給申請中		
	雇用保険受給延長中	雇用保険受給期間延長決定通知書(写)	ハローワーク
収入あり	雇用保険受給中	雇用保険受給資格者証(両面)(写)ただし、日額3,612円(障がい者・60歳以上は日額5,000円)以上の場合は扶養に入れません	ハローワーク
	雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(両面)(写)支給終了日の記載があるところを提出してください【添付書類見本I参照】	ハローワーク
	給与収入がある パート・アルバイト等	直近3ヵ月分の給与明細書(写)【添付書類見本D参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3ヵ月未満の場合は、転職(3ヵ月未満)該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	収入減少 転職(3ヵ月未満含む) 雇用契約変更	1) 変更後の給与明細(写) ※ 提出できる場合のみ 2) 雇用契約書(写)	勤務先 勤務先
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書(写) または 年金額改定通知書(写)【添付書類見本E参照】 ※ 老齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
	給与・年金以外の収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	直近の確定申告書一式(写)【添付書類見本F参照】 ※ 株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式(写)もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書(写)でも可	税務署
	傷病手当金・出産手当金等を受給している	受給額が確認できる支給決定通知書(写)等	加入していた健保
その他	廃業した自営業等	廃業届(写)【添付書類見本H参照】※ 廃業日が判るもの	—
	任意継続被保険者喪失による申請	健康保険資格喪失証明書(原) ※ 二重加入を防ぐため	加入していた健保
	留学中である	1) 入学証明書(写)：2年目以降は在学証明書(写) ※ 外国語で記載されている場合、その書類に翻訳者名の署名がされた日本語の翻訳文を添付すること 2) 滞在ビザ(写) 3) 奨学金(給付型)等を受けている場合：証明書一式(写)	就学先 渡航先大使館等 金融機関等

優先扶養義務について

- ・健康保険の扶養には、優先扶養義務者という考えがあります。申請者に優先扶養義務者が他にいないこと、または被保険者が申請者を扶養せざるを得ない理由がある場合には被扶養者として認定することができる場合があります。
- ・両親が健在の場合、収入や生活費は夫婦一体と考えるため、**どちらか一方のみを被扶養者にすることはできません。**
- ・以下の【現在の生活状況について】【現在の収入状況について】、それぞれ該当する添付書類を提出してください。

現在の生活状況について		添付書類	書類の発行場所
同居別居の区分	【同居】 被保険者以外の同居家族がいる	《 三親等以内の同居親族(義務教育終了後)がいる場合 》 1) 全員の直近の所得証明書(原) 【添付書類見本B参照】	市区町村役場等
		2) 収入がある場合 ① 給与収入【添付書類見本D参照】 直近3ヵ月分の給与明細(写) ② 各種年金収入【添付書類見本E参照】 直近の年金振込通知書(写)もしくは年金改定通知書(写) ③ 直近の確定申告書一式(写) 【添付書類見本F参照】	①勤務先 ②日本年金機構等 ③税務署
	【別居】 被保険者と別居している ※同別居は住民票で判断 ※義父母は、同居が必須	1) 直近の連続した6ヵ月分の仕送り証明書類(写) 【添付書類見本C参照】 ※社命による単身赴任及び学生である、または、子が通学の為に別居の場合は不要	金融機関等
		2) 住民票(原) 【添付書類見本A参照】 ※被保険者、申請者それぞれの世帯全員分必要	市区町村役場等
		3) 戸籍謄本(原) ※ 続柄確認	市区町村役場等
		《 被保険者に兄弟姉妹(義務教育終了後)がいる場合 》	
	4) 全員の直近の所得証明書(原) 【添付書類見本B参照】	市区町村役場等	
	5) 収入がある場合 ① 給与収入【添付書類見本D参照】 直近3ヵ月分の給与明細(写) ② 各種年金収入【添付書類見本E参照】 直近の年金振込通知書(写)もしくは年金改定通知書(写) ③ 直近の確定申告書一式(写) 【添付書類見本F参照】	①勤務先 ②日本年金機構等 ③等税務署	
現在の収入状況について		添付書類	
(退職した又は就労していない)	収入なし 現在就労しておらず、給与以外の収入なし	健康保険被扶養者状況届【必須】全員が提出する書類に直近の退職日を記入してください 過去一度も就労実績がない場合はその旨を記載してください	当組合HP
	雇用保険未加入	退職証明書(写)または資格喪失証明書(写)	退職した会社等
	雇用保険受給しない	離職票1.2(写) 入手でき次第必ず提出してください ※離職票発行に時間がかかる場合は退職証明書、資格喪失証明書等、退職日が確認できる書類(写)を申請時に添付してください ※認定後、2〜3ヵ月後に追加調査をする場合があります	
	雇用保険受給申請中		
	雇用保険受給延長中	雇用保険受給期間延長決定通知書(写)	ハローワーク
収入あり	雇用保険受給中	雇用保険受給資格者証(両面)(写)ただし、日額3,612円(障がい者・60歳以上は日額5,000円)以上の場合は扶養に入れません	ハローワーク
	雇用保険受給終了	雇用保険受給資格者証(両面)(写)支給終了日の記載があるところを提出してください【添付書類見本I参照】	ハローワーク
	給与収入がある パート・アルバイト等	直近3ヵ月分の給与明細書(写)【添付書類見本D参照】 ※ 交通費含む総支給金額で審査します。 ※ 勤務期間3ヵ月未満の場合は、転職(3ヵ月未満)該当者の欄の書類を提出してください。	勤務先
	各種年金受給者	直近の年金振込通知書(写) もしくは年金額改定通知書(写)【添付書類見本E参照】 ※老齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等	日本年金機構等
	給与・年金以外の収入がある ※ 事業・不動産・利子・株式配当・農業収入・雑収入等がある	直近の確定申告書一式(写)【添付書類見本F参照】 ※株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式(写)もしくは、証券会社が発行する年間取引報告書(写)でも可	税務署
その他	廃業した自営業等	廃業届(写)【添付書類見本H参照】 ※廃業日が判るもの	—
	任意継続被保険者喪失による申請	健康保険資格喪失証明書(原) ※ 二重加入を防ぐため	加入していた健保

必要な書類を取得別に分類しています。注意事項をご確認のうえ書類をご用意ください

A, 世帯全員の住民票<原本>

- ・申請者を含む**世帯全員分・続柄・個人番号等** 全ての記載があるもの
- ・被保険者と申請者が別居の場合は、それぞれの世帯全員分が必要になります。
- ・直近3か月以内に発行したもの

個人番号・続柄の記載があるもの

世帯全員分が記載

B, 直近の課税(非課税)証明書<原本>

- ・市区町村役場によっては証明書の名称が異なる場合があります
- ・前年の1月～12月分の収入金額が証明されているもの
※発行時期により一昨年の収入が記載の場合があります
- ・義務教育終了後の申請者は、必ず提出してください
- ・無収入の場合も必ず提出してください
- ・所得証明書に給与、年金以外の所得がある場合は、確定申告書一式の提出が必要になります

★別居の場合は、以下の①～③まで全て該当していることが条件となります。該当していない場合は、被扶養者として認定できませんのでご注意ください。

- ① 別居の被扶養者（家族）の年収を12ヶ月で割った額以上の金額を毎月定期的に被保険者（本人）が送金していること。ただし、月の送金下限額は54,000円になります。
- ② 別居の世帯に住む複数の方を扶養する場合は、その世帯の中で一番収入が高い方の年収を超える金額を送金していること。
- ③ 毎月の送金額を引いた残りの収入で、被保険者(本人)の世帯の生活も十分維持できていること。

C, 仕送り証明書<写>

- ・第三者が見て、「いつ」「誰が」「誰に」
「いくら」振り込んだのかが確認できるもの
例)振込明細書や通帳 等
- ※ 直近の連続した6ヵ月分の写しを必ず提出
- ※ 婚姻及び出生に伴う別居の場合は、実績がなくても可
認定後から送金を行い、送金証明は、直接、健保へ提出してください
- ・クレジットカード等の支払明細書および手渡しは、認められません
- ・被保険者が社命による単身赴任または申請者である子が学生の場合は提出不要

被保険者[●●●●●]の通帳
●年●月～●月分の生活費

普通預金-1
(兼お借入明細)

年 月 日	記号	お支払い金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	年 月 日
1	0000-00-00	100	*8,768	*1,450,768	
2	0000-00-00	100	*60,000	*1,390,768	
3	0000-00-00	100	*1,560	*1,349,208	
4	0000-00-00	100	*80,000	*1,249,208	
5	0000-00-00	100	*60,000	*1,189,208	
6	0000-00-00	900	*37,000	*1,152,208	
7	0000-00-00	100	*650,000	*1819,208	
8	0000-00-00	100	200,000	*1,782,208	
9	0000-00-00	100	*60,000	*1,722,208	
10	0000-00-00	900	*740,000	*2,462,208	

D, 直近3ヵ月分の給与明細書<写>

- ・支給年月・氏名・会社名・交通費を含む総支給額の記載があるもの

※ 交通費も収入に含まれます。

※ 差引支給額ではありません。

- ・勤務先が複数ある場合は、すべての勤務先の分を提出してください

給与(パート)										●●商事株式会社 0000年00月		
氏名		計算期間		出勤	休出	欠勤	遅早	就業時間/分	残業時間/分			
健康 花子		03/26～04/25		14				70:00				
支給額	基本給	精勤手当	営業手当	出張手当	交通費	その他						
	88,000				3,000							
	残業手当	深夜手当	休日出勤	欠勤控除	遅早控除	総支給額						
						91,000						
控除額	健康保険	雇用保険	厚生年金	介護保険	所得税	住民税						
		704										
	旅行積立					控除合計						
						704						
備考											差引支給額 90,296	

E, 直近の年金振込通知書<写>または年金額改定通知書<写>

- ・老齢・個人・企業・遺族・障害・年金生活者支援金・特別障害者手当等
受給しているすべての種類が必要になります

- ・税金や介護保険料等が控除される前の『**年金支払額**』
が分かるもの

- ・紛失した場合、発行元（年金事務所等）へ再発行を依頼し、
提出してください

F. 直筋の確定申告書一式<写>

- ・直近の確定申告書一式
(**第一表・第二表と併せて収支内訳書または青色申告決算書等を含む税務署に提出書類全て**)
- ・株式配当金は、過去1年分の確定申告書一式もしくは、
証券会社が発行の年間取引報告書(コピー)でも可
- ・確定申告をしていない場合は、収入の内訳が確認できる
書類を提出 (例) 支払調書、報酬の明細書 等
- ・紛失した場合、税務署にて再発行を依頼し、提出してください

G, 在学証明書<写>

- ・氏名、発行日が確認できるもの
※「学生」とは、全日制の学校および予備校に
通っている方。
夜間、通信は学生とは認められません

【添付書類見本】と【注意事項】

H, 廃業届<写>

- ・ 廃業日が確認できるもの
※「所得証明書」に事業収入が計上されているが、既に廃業している場合は、その収入が継続していないことを廃業届で確認します。

I, 雇用保険受給資格者証の全ページの<写>

- ・ 失業給付の受給状況（支給終了日）を確認できるもの

J, 在留カード<写>

- ・ 申請者の氏名、生年月日、住居地、有効期間、在留資格、在留期間、就労制限の有無の記載があるもの
- ・ 両面のコピーを必ず提出してください

令和7年4月改訂